

## 会津若松市復興・再生推進協議会設置要綱

(平成24年3月8日決裁)

(平成25年3月18日決裁)

(設置)

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）の作成及び同条第9項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた当該復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）の実施に関し必要な事項について協議するため、会津若松市復興・再生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 復興特区支援利子補給金に係る復興推進計画の作成及び認定復興推進計画の変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、復興推進計画の作成及び認定復興推進計画の実施に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、法第13条第2項に規定する者をもって構成する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、法第13条第3項各号に掲げる者を構成員として加えることができる。

(会議)

第4条 協議会は、市長が招集し、会議の議長は企画政策部企画副参事をもって充てる。

- 2 会議は、協議会構成員すべて（代理を含む。）の出席をもって成立するものとする。
- 3 市長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重)

第5条 協議会の会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、会津若松市企画政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成24年3月8日）から施行する。